

# 統括防災管理制度とは？

高層ビルや複合ビル等における防災管理体制を強化するために、平成 26 年 4 月 1 日から統括防災管理制度が始まりました。

## 1 統括防災管理者の選任と届出

統括防災管理制度の対象となる建物の管理権原者は、各管理権原者で協議して統括防災管理者を選任し、所轄消防署長に届け出ます。

## 2 統括防災管理者の業務と役割

統括防災管理者は、建物全体の防災管理を推進するため、各テナント等の防災管理者と連携・協力しながら、次のような業務を行います。

- ・建物全体についての防災管理に係る消防計画の作成
- ・建物全体についての防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練の実施
- ・廊下、階段、避難口等の共用部分の防災管理

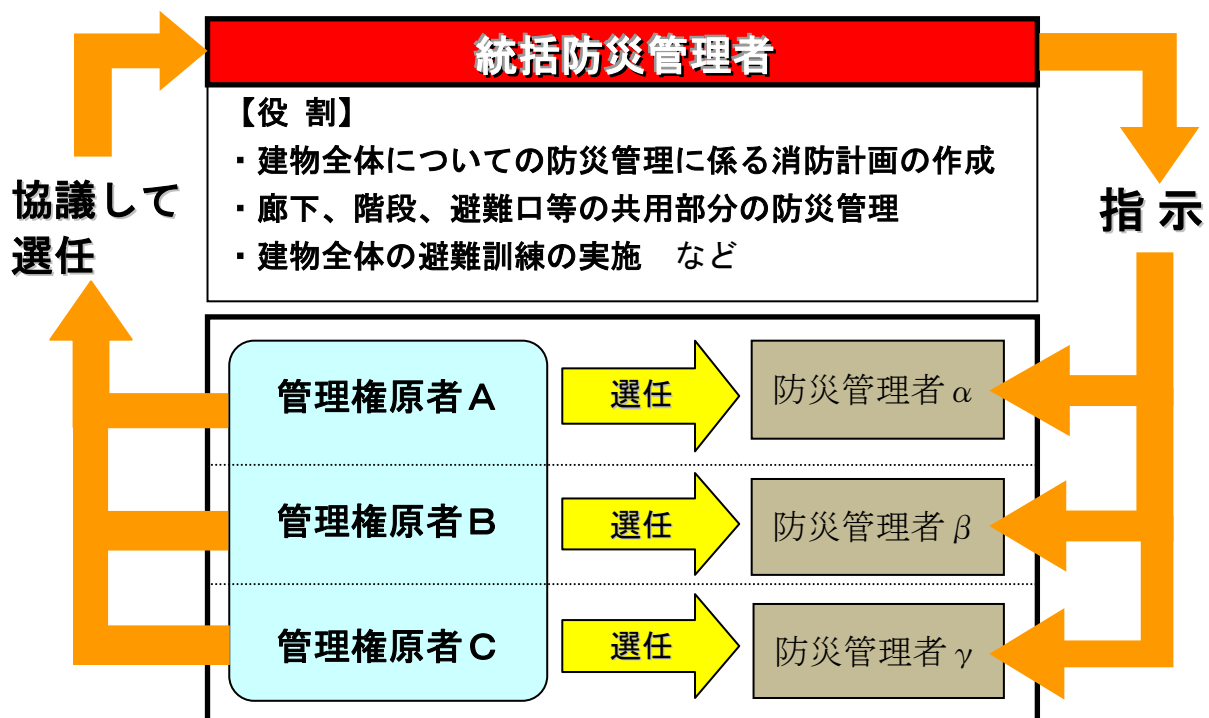
## 3 統括防災管理者の「指示権」

統括防災管理者は、各テナント等の対応に問題があり、建物全体の防災管理業務を適切に行うことができない場合等に、各テナント等の防災管理者に対して、必要な措置を指示することができます。

【例】

- ・廊下、階段、避難口等の共用部分における避難に支障のある物件の撤去について
- ・建物全体の避難訓練への不参加者に参加を促すことについて

〈統括防災管理制度のイメージ〉



統括防災管理制度の対象となる建物

詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。